

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

中野上町内会

2 認可年月日

平成22年9月9日

3 変更があった事項およびその内容

規約第1章 総則（目的）第1条

内容 現規約を次のように改正する。

変更前

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事
- (2) 地域生活環境の改善および向上に関する事
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関する事
- (4) 会員の福利厚生に関する事
- (5) 公民館の維持管理に関する事
- (6) その他目的達成に必要な事

変更後

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事
- (2) 地域生活環境の改善および向上に関する事
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関する事
- (4) 会員の福利厚生に関する事
- (5) 公民館の維持管理に関する事
- (6) 別図 1 に示す共同墓地の維持管理に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 17 日

5 変更の理由

規約変更による。